

密放流・持ち出し禁止!

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(略称:外来生物法)により、許可無くオオクチバスやコクチバス、ブルーギルなどを河川・湖沼などへ***放流することは禁止**されています。また、**生かしたまま持ち出すことは禁止**されています。

違反した場合、個人でも**罰金300万円**、**懲役3年**に処せられる場合があります。

* 山中湖・河口湖・西湖漁業協同組合が行うオオクチバスの放流は、環境大臣・農林水産大臣の許可を得ています。

山梨県内水面漁場管理委員会指示により、釣り上げたオオクチバス、コクチバス、ブルーギルを***再放流(リリース)することは禁止**されています。

* 山中湖・河口湖・西湖のオオクチバスについては、再放流禁止ではありません。



コクチバス (スモールマウスバス)

令和元年6月、琴川ダムにおいてコクチバスが確認されました。生息域拡大を防ぐため以下の取組などを実施しています。

- ・コクチバスの駆除
- ・カメラの設置やパトロールによる監視強化

生息域が拡大してしまえばもう・・・

元の河川に戻すことは出来ません!
密放流・持ち出し禁止!!



オオクチバス (ラーズマウスバス)



ブルーギル



ブラウントラウト

山梨県内水面漁場管理委員会指示により、ブラウントラウト(卵を含む)を河川・湖沼に***移植することは禁止**されています。

* 忍草漁業協同組合が行うブラウントラウトの移植については、禁止ではありません。

- 遊漁規則や漁業調整規則を守って楽しい釣りをしましょう!
- ゴミを持ち帰るなどマナーを守って釣りをしましょう!